

◎新潟県告示第492号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
5 苦情の検討の手続 (1)～(7) (略) (8) 検討 ア～セ (略) <u>ソ 委員会は、その判断により、その他利害関係</u> <u>を有する者に対し、説明又は文書の提出を</u> <u>求めることができる。</u> タ (略) チ (略) (9)・(10) (略)	5 苦情の検討の手続 (1)～(7) (略) (8) 検討 ア～セ (略) ソ (略) タ (略) (9)・(10) (略)